

第1 総 則

第1条 本会は大阪府立住之江高等学校・大阪府立咲洲高等学校合同同窓会 向日葵会(さんふらわー)という。
母校とは、大阪府立住之江高等学校及び大阪府立咲洲高等学校を指す。

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務所を役員会の承認の下に大阪府内に置く。
また、会員の希望によって支部を置く事ができる。

第2 会員および特別会員

第4条 本会は会員および特別会員で構成する。

1. 会員は大阪府立住之江高等学校及び大阪府立咲洲高等学校の卒業生とする。
2. 特別会員は会員以外の母校現職員および旧職員とする。

第3 事 業

第5条 本会は次の事業をする。

1. 総会の開催。
2. 母校発展のための協力。
3. 会員名簿の管理および情報の発信。
4. 会員の表彰および弔慰。
5. その他必要な事業。

第4 役 員

幹事会を役員会に変更しました
評議員、学年幹事を廃止しました

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名、総会において会員の中から選出する。
2. 副 会 長 2名以内、会員の中から会長が委嘱する。
3. 顧 問 母校校長を推す。
4. 会 計 1名、会員または特別会員の中から会長が委嘱する。
5. 常任役員 若干名、会員の中から会長が委嘱する。
6. 会計監査 2名、上記役員以外から会長が委嘱する。

第7条 会長は本会を代表し、会の運営を統括する。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長が職務を行えないときは会長代理の任に当たる。

第9条 顧問は本会と母校との連絡調整等、会長の相談に応ずる。

第10条 会計は金銭出納および会計事務を行う。

第11条 常任役員は会長の要請で、役員会に出席するとともに、会務を執行する。

第12条 会計監査は年度末において歳入歳出を点検し、財産管理状況、証拠書類の詳細を調査して結果ならびに意見を総会に報告する。

第13条 会長、副会長、会計および常任役員の任期は3年とする。ただし、動議が発生した場合は臨時役員会を招集し、その出席役員の過半数の賛成を得られればこの限りではない。

第5 資産および会計

第14条 本会の経費は入会金、寄付金、およびその他の収入をもってこれに充てる。

第15条 会員は入会金を入会の時に納める。

1. 入会金は3,000円とする。この金額は物価の変動を考慮して改定するものとする。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第6 総 会

第17条 総会は原則として会長が招集する。ただし、役員会が開催を決定した時は臨時に招集する。総会は次の事項を報告、審議し、承認を受けるものとする。

第18条 1. 事業報告。
2. 決算報告。
3. 会計監査報告。
4. 事業予算。
5. 任期の規定によって役員を選出。
6. その他の必要事項。

総会の議決は出席会員の過半数による多数決とする。総会の議決は全てに優先する。

第19条 規約の変更は役員会の議決を経て総会で議決する。

第7 役 員 会

第20条 役員会は必要に応じて会長が招集し、会長、副会長、会計、および常任役員で構成する。

第21条 役員会は名簿の管理および情報の発信、ならびに総会および役員会の議案作成等を行う。

第22条 役員会の議決は出席役員の過半数による多数決とする。

第8 支 部

第23条 本会は必要な地域あるいは職域に支部を設けることができる。

第24条 支部の認定は支部によって作成された名簿、規約等を会長に提出し、役員会の承認を受ける。

第9 会計処理

第25条 会経費の預金管理について、キャッシュカードは作らず、印鑑を会長が、通帳は会計が管理する。

第26条 現金は役員会の承認を得て預金より出金して会計が管理する。

第27条 役員は必要に応じていつでも会計の確認の申し出ができ、会計はそれに応じる。

第28条 会計は決算時に預金の残高証明を添付して会計報告を行い、会計監査が確認する。

(付則) この規約は平成17年2月26日から施行する。平成20年2月11日一部補足。
平成28年6月5日一部改訂。